

第 7 2 回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 平成29年12月19日（火）14:00～15:30

場所 北海道庁本庁舎 7 階 共用会議室 B

1 開 会

2 挨拶

北海道総合政策部長 佐藤 嘉大

3 正副会長選任

4 諮 問

5 議 事

（１）道州制特区の概要について

（２）道民アイデアの第 1 次整理について

① 保育士資格を有しない者の保育従事

② 都市計画税の用途拡充

（３）その他

① 地方分権改革に関する提案募集の概要

② 関西広域連合の取組について

6 閉 会

【配付資料】

資料 1-1 北海道道州制特別区域計画の概要

資料 1-2 道州制特区提案の状況

資料 2 第 7 1 回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要

資料 3 道民アイデア整理表「保育士資格を有しない者の保育従事」

資料 4 道民アイデア整理表「都市計画税の用途拡充」

資料 5 地方分権改革に関する提案募集

資料 6 関西広域連合の取組について

参考資料 1 保育士の有効求人倍率と求人賃金

参考資料 2 保育施設等に係る関連法令

参考資料 3 都市計画現況調査（抜粋）

参考資料 4 都市計画税に係る関連法令

北海道道州制特別区域計画の概要

1 道州制特別区域計画の目標

(1) 北海道の設置

- ・ 明治2年、政府は「蝦夷」に11か国を設置し、「北海道」と命名。
- ・ 昭和22年、地方自治体としての北海道がスタート。面積の小さい順から積み上げると22都府県の面積に相当する地域の広域行政を効率的に実施してきた。

(2) 北海道の現状と課題

- ・ 人口減少や少子高齢化が急速に進む中、多くの課題に直面。
- ・ 未来に向けて活力あふれる北海道を築いていくためには、「食」、「環境」、「広大な土地資源」、「地理的優位性」などの「北海道価値」を最大限に活かした地域づくりを総合的に展開し、北海道の自立的発展を目指すとともに、バックアップ拠点としての役割の発揮を通じて、災害に対し強靱な国土の形成に積極的な役割を果たしていくことが求められている。

ア 北海道価値を最大限に活用

- ・ 安全でおいしい食や優れた自然環境、多様な再生可能エネルギー資源などの「北海道価値」を最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要。

イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備

- ・ 広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、医療福祉など都市が有する生活関連諸機能の効果的な活用により定住条件を確保するなど、人口減少社会における地域づくりの先行的な取組が求められている。

ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

- ・ 市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくため、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要。

(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

ア 目的

地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ること

イ 計画期間

平成19年度～平成32年度

ウ 移譲範囲

道州制特区法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める。

エ 今後の取組

(7) 地方分権の推進

- ・ 市町村の意向を踏まえながら、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努める。
- ・ 市町村の行財政基盤を強化するため、道市長会や道町村会と連携し、定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりを進める。
- ・ 地域を重視した道政の推進を図るため、振興局を「地域づくりの拠点」とし、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策の推進に取り組む。

(4) 行政の効率化

- ・ 国、道、市町村の適切な役割分担の下で、行財政運営の簡素・効率化に努める。

(ウ) 北海道の自立的発展

- ・ 国に提案した項目のうち、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法やJAS法に基づく監督権限の国からの移譲に伴って事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現したことにより、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきている。
- ・ 今後、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していく。

2 北海道が実施する広域的施策の内容

国から移譲を受けている事務、事業等と一体的に、次の広域的施策を展開。

(1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供	-----	(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
(2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化	-----	(2) 商工会議所に対する監督の一部
(3) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化	-----	(3) 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可
(8) 地域医療を担う医師の確保	-----	(4) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
(9) 水道水の安全性及び安定供給の確保	-----	(5) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

(4) 保安施設の整備等による森林の保全	-----	(1) 民有林の直轄治山事業の一部（2地区）
(5) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進	-----	(2) 直轄通常砂防事業の一部（2水系）
(6) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築	-----	(3) 開発道路に係る直轄事業（5路線）
(7) 河川の整備等による治水対策の推進	-----	(4) 二級河川に係る直轄事業（2水系）

5 その他の取組

(1) 連携・共同事業

- 広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、事業を実施。

○国有林と民有林が一体となった森林づくり
○国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
○防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
○道路管理者が連携した案内標識の整備

など19事業

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

- 広域的施策の推進状況、効果について、毎年度、フォローアップ作業を通じて把握した上で、事務・事業等の実施によりもたらされる地域社会や本道経済への影響等を適切に評価する。

7 今後に向けて

(1) これまでの取組の主な成果

ア 国からの移譲を受けた事務・事業について

- これまで道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られている。
- 権限の一部の移譲を受けた事務については窓口が依然として国と道に分かれていることや、財源の確実な措置を図るためのルールの確立などが課題。

イ 権限移譲等を求める国への提案について

- 道民から広く意見などを募集し、それを基に委員会で審議し、国に提案していくという仕組みは、道民ニーズを踏まえた提案を直接国に届けることにつながり、道民の理解や関心を高める意義があった。
- 提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安心の確保が図られるなど、本道の自立的な発展につながってきている。

(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて

- 本道の優位性である「北海道価値」（食・観光・環境など）を最大限に活かし、自立的な地域づくりが可能となり、また、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていく。
- 具体的な提案に当たっては、道民からの意見などを基に、道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、本道の自立的な発展につながる提案となるよう努めていく。
- 事務、事業の移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていくとともに、地方分権に関する国の改革の動向を踏まえ、道州制特区制度の一層有効な活用に努めていく。

道州制特区提案の状況

	分野	提案項目	国の対応	国への提案時期等
第1回提案	地域医療	札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更	20年度省令改正により届出廃止	H19/10/3 第1回答申 H19/12/12 道議会議決 H19/12/19 国へ正式提案 H20/3/21 基本方針変更 閣議決定
		労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大	19年度政令改正により全国で実現済	
		地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大	北海道のニーズを見極めつつ継続検討	
	食の安全・安心	JAS法に基づく監督権限の移譲	21年度政令改正により全国で実現	
	くらしの安全・安心	水道法に基づく監督権限の移譲	20年度政令改正により21年度移譲 財源については交付金として73万円を措置	
第2回提案	環境	国土利用の規制権限等の移譲	地方分権改革の検討状況を踏まえて検討 農地転用許可は新農地法施行後5年を目処に検討 【農地転用許可はH26提案募集により一部実現】	H19/12/18 第2回答申 H20/3/26 道議会議決 H20/3/31 国へ正式提案 H21/3/27 基本方針変更 閣議決定
		人工林資源の一体的な管理体制の構築	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
		森林関係審議会の統合	現行制度で対応可能であることを通知	
		廃棄物処理法に基づく権限の移譲	モデル事業の実施及び22年度省令改正により対応	
	観光	特定免税店制度の創設	別の手法による実現について別途検討	
		国際観光振興業務特別地区の設定	別の手法による実現について別途検討	
		企業立地促進法に基づく権限の移譲	道州制の税財政等のあり方を踏まえ検討	
		外国人人材受入れの促進	道と定期的な意見交換を実施	
		地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大	道の試験実施状況を踏まえ継続検討	
	地方自治	町内会事業法人制度の創設	現行で対応可能な範囲を明確化し通知	
		法定受託事務の自治事務化	関連の提案と一体的に検討	
第3回提案	地方自治・地域再生	維持管理費に係る国直轄事業負担金制度の廃止	維持管理に係る負担金制度を廃止	H20/7/18 第3回答申 H20/10/3 道議会議決 H20/10/8 国へ正式提案 H21/3/27 基本方針変更 閣議決定
		道道管理権限の町村への移譲	第2次一括法による道路法の改正により全国措置	
		福祉運送サービスに係る規制緩和	運用変更により全国展開	
		コミュニティハウスの制度創設	通知により推進。実施状況を踏まえ社会福祉法の見直しの中で制度化を検討	
		指定都市等の要件設定権限の移譲	現行制度で対応可能な範囲を明示し通知	
第4回提案	地方自治・地域再生	「条例による法令の上書き権」の創設	第1次・第2次一括法により条例制定権を拡大	H21/4/10 第4回答申 H21/7/3 道議会議決 H21/7/16 国へ正式提案 H22/3/26 基本方針変更 閣議決定
		国の出先機関等に係る予算・人員等の情報開示	現行制度で対応可能であることを通知	
		郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大	現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	
	地域医療	過疎地域等における病院と診療所の連携に係る特例措置	基本的には対応困難 現行制度で一部対応可能であることを通知	
	健康づくり産業	健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	健康食品の表示に関する検討等を踏まえ継続検討	
第5回提案	地方自治・地域再生	「ふるさと納税」のコンビニでの収納	23年度政令改正により全国で実現	H23/5/11 第5回答申 H23/10/7 道議会議決 H23/10/28 国へ正式提案 H24/2/10 基本方針変更 閣議決定
		自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大	登録権限の市町村への移行等について検討 現行制度で対応可能な範囲を明確化し通知	
		認定NPO法人の認定権限等の移譲に伴う国と連携を図る仕組みなどの法制化	現行制度で対応可能であることを通知	
	観光	アウトドア事業者等による自家用有償旅客送迎	現行制度で実施可能な範囲を明確化し通知	
第6回提案	観光	第3種旅行者の募集型企画旅行実施区域を定める権限の移譲	北海道の具体的なニーズを見極めつつ、現行制度の最大限活用を含め継続検討	H26/4/10 第6回答申 H26/7/4 道議会議決 H26/7/10 国へ正式提案 H28/2/5 基本方針変更 閣議決定
	建築	建築基準法に基づく構造方法等の認定権限の移譲	対応困難であるが、認定に関する申請者の負担軽減措置を講じることにより、提案の趣旨に対応	
	食	栄養士・管理栄養士養成施設の指定・監督権限の移譲	栄養士に係る養成施設については、地方分権改革の検討状況を踏まえて検討 管理栄養士に係る養成施設については、対応困難	

※継続検討は網掛け、道の提案趣旨に沿った対応は白地

第 7 1 回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要

■開催日時：平成 2 9 年 6 月 1 3 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 5 0

■開催場所：赤れんが庁舎 2 階 2 号会議室

■審議結果概要

議事 道民アイデアの第 1 次整理について

○「補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験」

「国際規格の道路標識の並列表示」

を一旦検討終了とする理由の修正案について、了承を得た。

○「鹿生肉の輸出手続の簡素化」

を一旦検討終了とする理由を修正することとし、修正内容は会長一任とされた（本年 8 月 30 日に別紙の修正案を会長に御確認いただき、了承を得た。）。

○「農林漁業の移住者募集」

について、理由を一部修正した上で一旦検討終了とされた。

道民アイデア整理表

アイデア名	鹿生肉の輸出手続の簡素化		
【アイデアの概要】			
○ 野生の生肉の輸出については、受け入れる国側は緩い規制が多い。「エゾシカ」の美味しさは既に有名であるため、正しく仕留めた鹿について、手続を簡略化させて輸出する。			
【事実関係の整理】			
○ 日本からの畜産物の輸入を認めている国・地域においては、輸入条件を、それぞれ個別に設定している。			
○ 現在、野生のエゾシカ肉の輸入を認めている国は存在しないことから、日本から野生のエゾシカ肉を輸出することはできない。			
○ なお、動物検疫措置の目的を達成しつつ、それが貿易に与える影響を最小限にするための国際ルールとして、WTO協定の附属協定の一つである「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」（SPS協定）がある。ある国が採用している動物検疫措置が本協定に違反していることを理由としてWTO紛争処理機関への提訴がなされた際には、当該措置は正当化されないことになる。			
【一次整理の対応方向（案）】			
	分野別審議	○	一旦検討終了
<理由>			
食用に供する肉の輸出に当たっては、輸出相手国が定める条件を遵守すること、また、衛生植物検疫措置は国際ルールに則る必要があることから、道州制特区提案にはなじまない。			
なお、国内における野生のエゾシカ肉の利活用に関わる法令（参考資料2参照）のあり方については、エゾシカ肉の有効活用に向けた国内環境の整備の進展を見ながら、必要に応じて当委員会において再度審議を行うこととする。			

道民アイデア整理表

アイデア名	保育士資格を有しない者の保育従事
【アイデアの概要】 ○ 保育士不足によって、現役の保育士は長時間労働を強いられている。例えば子育ての経験のある女性については、保育士の資格がなくても保育の仕事に従事できるようにしてはどうか。	
【事実関係の整理】 ○ 保育所には次の基準に従って保育士を配置しなければならないこととされている（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例47条2項）。 0 歳児 おおむね乳児 3 人につき 1 人以上 1、2 歳児 おおむね児童 6 人につき 1 人以上 3 歳児 おおむね児童 20 人につき 1 人以上 4、5 歳児 おおむね児童 30 人につき 1 人以上 ただし、一つの保育所につき 2 人を下ることはできない。 ○ 待機児童の解消等を図るための方策の一つとして、従来の保育所による保育に加え、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、地域型保育事業が児童福祉法に位置づけられた。地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業などがあり、それぞれ、乳幼児の数に応じて配置すべき保育従事者の数が決められている（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）。 ○ 家庭的保育事業においては、家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 3 人以下とされているが、家庭的保育者が家庭的保育補助者（子育て支援員）と共に保育する場合には、5 人以下とされる。小規模保育事業はその事業形態等によって A 型（保育所分園に近い類型）、C 型（家庭的保育に近い類型）及び B 型（それらの中間型）に分類されるが、例えば B 型においては、保育従事者の半数を限度として、保育士に代えて子育て支援員を充てることが認められる。子育て支援員として従事するには、国が定める内容の研修を修了することが必要である。 ○ また、待機児童が発生している自治体に限った措置ではあるが、例えば 1 日につき 8 時間を超えて開所している保育所において、保育士配置基準により必要となる保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、当分の間、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、子育て支援員を保育士とみなすことができる（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則13条3項）などの特例措置が設けられている。 ○ そのほか、保育士不足に対する取組として、保育士の賃金等の処遇改善が進められるとともに、保育士を目指す学生を支援する修学資金の貸付や、未就学児を持つ保育士を支援する保育料の貸付などの返還免除型貸付事業が実施されている。さらに、今年度には、道内 5 地域において、潜在保育士の復職に向けた研修が開催されている。	

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

- 保育は、本来、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則とされているが、待機児童を解消できていない現状に鑑みた特例措置として、所要の研修を修了した子育て支援員が保育の仕事に従事することが認められている。
- 保育士不足の解消は喫緊の課題ではあるが、更なる規制緩和を行うことは、保育士の処遇改善を妨げ、その結果として、保育に従事する人材の確保がむしろ困難となることも懸念される。
- したがって、本アイデアについては一旦検討終了とするが、子育て支援に向けた国の施策の展開等を継続して注視し、必要に応じて本委員会で再度審議することとする。

道民アイデア整理表

アイデア名	都市計画税の用途拡充		
【アイデアの概要】			
○ 現行法は、都市計画税の用途を、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づき行う土地区画整理事業に要する費用に限っているが、これを改め、例えば、都市計画事業として認可された都市施設の維持管理費に充当することを可能とする。			
【事実関係の整理】			
○ 都市計画税は、都市計画法に基づく都市計画事業又は土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の費用に充てるため、市町村が、原則として市街化区域内にある土地及び家屋に対して、その価格（固定資産税の課税標準となるべき価格）を課税標準とし、当該土地又は家屋の所有者に課する目的税（地方税法702 I）である。			
○ 「都市計画法に基づく都市計画事業」とは、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行う都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう（都市計画法4 ⑮）。なお、都市計画施設とは、具体的には、次に掲げる施設である。			
・道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設			
・公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地			
・水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設			
・学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設 など			
○ 都市計画税を課税するか否か、課税する場合にその税率水準をどの程度にするかについては、制限税率（0.3%）の範囲内で市町村が自主的に決定することができる。			
○ 都市計画税収を充てることのできる都市計画事業は、都市計画事業として認可された都市施設の新設、改修又は更新に限定され、同施設の保守、点検、清掃等の維持管理費はその範囲に含まれない。			
○ 平成27年現在、道内では57市町が都市計画税を課税している〔平成27年都市計画現況調査（国土交通省）〕。			
【一次整理の対応方向（案）】			
	分野別審議	○	一旦検討終了
<理由>			
○ 第2回提案「企業立地促進法に基づく権限の移譲」において、「本法の設備投資事業者への課税特例は化学、鉄鋼、電機・電子機器など 66 種に限定されており、北海道が強みを持つ「観光」「食品産業」などが特例対象業種となっていないこと」を理由として、「課税特例の適用対象業種を、条例により、地域が独自に決定する」ことを求めたが、国における検討の結果、「企業立地促進税制等については、 <u>将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて継続検討</u> 」することとされた。			
○ また、公共施設の維持管理費については、一般的に地方交付税措置がなされている。			
○ 以上を踏まえると、本件は、道州における税財政制度のあり方についての検討の中で扱われるべき問題であると考えられることから、一旦検討終了とし、必要に応じて本委員会で再度審議することとする。			

地方分権改革に関する提案募集

国は、地方の発意に根差した地方分権改革の取組を推進するため、平成26年から地方公共団体等の提案を広く募る「提案募集方式」を導入

提案の対象

- **地方公共団体への事務・権限の移譲**
 - ・出先機関だけでなく、本府省の事務・権限も対象
 - **地方に対する規制緩和（義務付け・枠付け及び必置規制の見直し）**
 - ・法定受託事務に関するもの、政省令、補助要綱等に基づくものも対象
- ※いずれも全国的な制度改革に係る提案が対象
（選択的な移譲「手挙げ方式」とする提案も対象）

提案に当たっての留意事項

- 制度改革の効果や具体の支障事例を明示し提案
- これまでの閣議決定において改革の具体的な取組方針が定められている事項等については、その取組の方向性を十分踏まえて提案（それと異なる提案を提出する場合は、理由を明記）

地方公共団体等

- 経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループなどからの意見も提案に反映できるように努める
- 複数団体の共通課題について、共同提案を推奨

- ・似たような仕事が国と地方に分かれていて事務手続が非効率だな…
・まちの特色・独自性を踏まえた住民サービスを提供するようにできないかな…
・地域ぐるみで協働できないかな…



事前相談

提案

回答

見解提出

- 提案内容、やりとり、調整結果は、内閣府ホームページに掲載
- 実現しなかった提案は、提案主体及び関係府省の意見等を公表

国

＜事前相談・提案の受付＞

- 内閣府は、提案に向けた相談に応じ、提案を受付

＜提案を受けた対応＞

- 内閣府が、実現に向けて関係府省と調整
- 関係府省の回答、それに対する提案団体からの見解の提出というやりとりを重ねる
- 地方六団体からも意見聴取
- 特に重要な提案は、有識者会議又は専門部会で集中的に調査・審議
- 対応方針について、地方分権改革推進本部決定及び閣議決定の上、所要の法律案を国会に提出（第○次地方分権一括法）

道の状況 (H29)

権限移譲

(都道府県→指定都市へ)

特別児童扶養手当に係る監査権限等、生活保護に関する審査請求に係る裁決権限、特別支援教育就学奨励事業等に関する事務

規制緩和

公立博物館の所管を教育委員会から首長部局へ移管可能とすることなど

研修会の開催

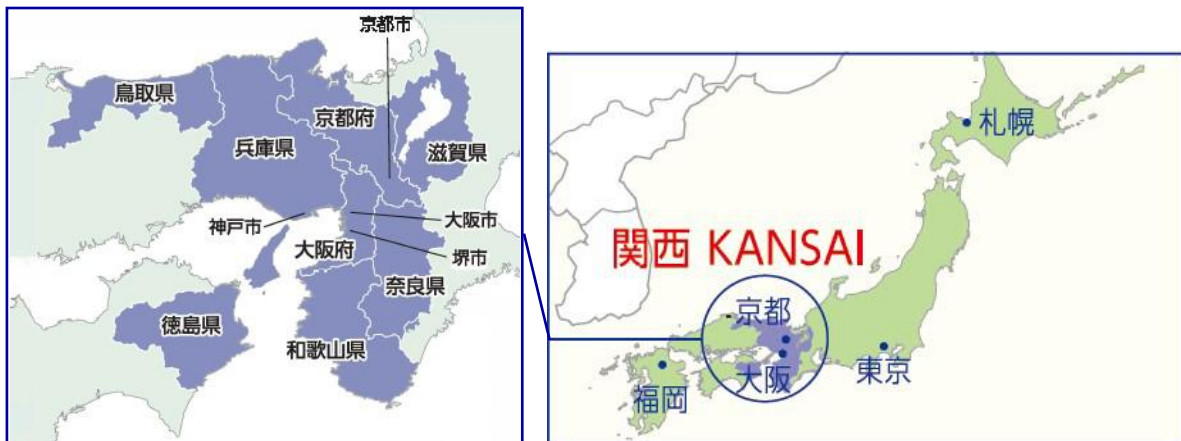
道及び市町村職員を対象として札幌で実施（H29.11.14）

→ 提案募集による
地方分権の推進

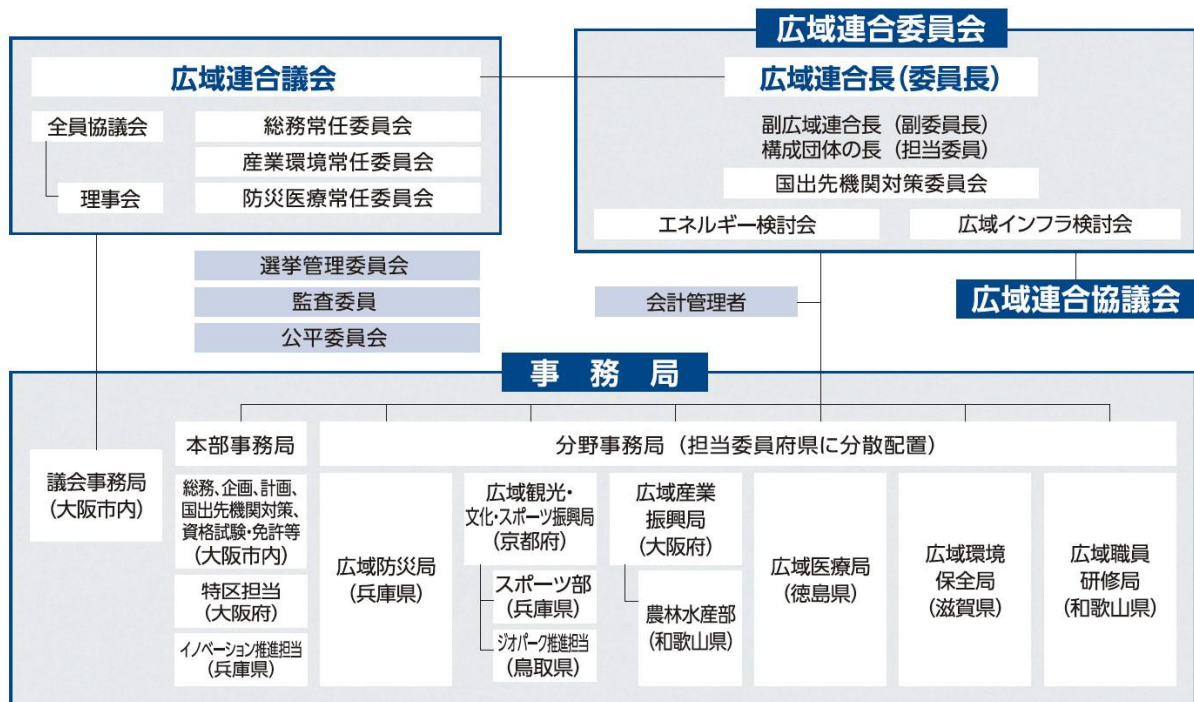
関西広域連合の取組について

1. 関西広域連合の概要

- 中央集権体制を打破し、自ら政策の優先順位を決定・実行できる“関西”を創り上げていくことを目指して、平成 22 年 12 月に設立。広域連合は、府県が存在を前提として設立されており、そのまま道州に転化することを目指しているものではない。
- 設立時の構成団体は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県の 2 府 5 県であったが、平成 24 年 8 月には関西圏の 4 政令市全て（京都市、大阪市、堺市、神戸市）が加入し、さらに平成 27 年 12 月には奈良県が加入。
- 具体的な取組内容は、大きく次の 3 点に要約される。
 - ① 構成府県の圏域をまたぐ課題に対して広域的に対応（広域事務）
 - ② 琵琶湖・淀川流域対策や広域インフラのあり方など、広域的な政策の企画調整
 - ③ 関西を、我が国における政治、行政、経済、文化等のもう一つの核とすることを目指し、国出先機関の“丸ごと”移管、国の事務及び権限の移譲に向けた取組の展開



- 関西広域連合構成府県の面積の合計は北海道の半分以下の約 35,000 km²。一方、人口は北海道の 4 倍以上の約 2,200 万人。
- 広域連合長は、設立当初から兵庫県の井戸知事が務めている。事務局は、総務企画、国出先機関対策等の事務を所管する本部事務局のほか、広域で実施する事務を所管する分野事務局を担当府県に設置し、府県及び市職員が広域連合職員を兼務している。本部事務局の職員は全て構成団体からの出向者であり、専従職員はいない。
- 府県域を越える広域課題に対応するため、7 分野（防災、観光・文化・スポーツ振興、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修）の事業の一部を広域的に実施している。そのほか、広域インフラやエネルギー政策などの分野において政策の企画調整等を行っている。



2. ヒアリング概要

【道州制に対する基本的認識について】

- 関西広域連合としての考え方は、平成 26 年 3 月に「道州制のあり方について」と題した報告書にまとめたところ。
 - ・ 従前は、都道府県の廃止（合併）に係る議論のみに終始している。国出先機関や基礎自治体のあり方についても十分な検討を行うべき。
 - ・ 全国で唯一、府県域を越える広域自治体として取組を進めている関西広域連合の実情や仕組みについて、十分な検証を行うべき。
- 広域行政のあり方について検討するため、平成 29 年 9 月に「広域行政のあり方検討会」を設置した。今年度中に中間報告、来年度下期に最終報告を取りまとめる予定である。この報告を活用して、停滞している地方分権に係る議論を再び活性化していきたいと考えている。

【国の出先機関の“丸ごと移管”について】

- “丸ごと移管”に向けた取組は進んでいない。“丸ごと移管”を所管する本部事務局の国出先機関対策 P T では、“丸ごと移管”に加え、中央省庁の地方移転（文化庁の京都府への移転、消費者庁の徳島県への拠点設置、総務省統計局の和歌山県への拠点設置）を所掌している。
- 移管を求める国の出先機関は、当初は 5 つほどあったが、最終的に地方整備局・経済産業局・地方環境事務所の 3 つに絞ることとした。
- 地方自治法は、広域連合の長は「広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう」国の行政機関の長に要請することができると規定している（291 条の 2 第 4 項）が、「密接に関連」とい

う要件をクリアすることが難しい。

- 本府省の権限の移管を求めないというわけではない。広域連合にとって必要な権限を求めていくというスタンス。
- 構成団体のうち奈良県は、国の出先機関の地方移管に反対である。背景には、明治初期には現在の奈良県の地域が堺県及び大阪府の一部となっており、水害復旧事業の予算が十分に配当されなかった歴史がある模様。
- 九州地方知事会においても、国の出先機関の受け皿となるための組織の設立を目指す動きがあった（現時点では取組は停滞）ことから、九州地方知事会とは、頻繁ではないものの、広域連合の設立時から情報交換を行っている。

【広域事務について】

- 各府県がどの広域事務を所掌するかについては、広域連合の設立時に決定された分担が現在まで踏襲されている。
- 広域事務として実施する事務の追加に向けて、現在準備を進めているところであるが、広域事務の分野を追加することについては、具体的な検討には至っていない。
- 広域事務の効果についての認識としては、例えば、広域医療分野の取組としてドクターヘリの共同運用を実施した結果、域内では30分以内の搬送体制が実現し、また、府県が単独でドクターヘリを運用する場合よりもコストが圧縮できており、一定の成果が上がっている。

【構成団体の利害が対立する場合における対応について】

- 構成団体の利害が対立する問題については、事務局において調整を行い、最終的には構成団体の長で構成される広域連合委員会が決定する。

【提案募集の活用について】

- 関西広域連合が国に対して権限の移管を求めるためのツールは、事実上、提案募集方式しかないが、広域連合では実務を行っていないため、提案の際に求められる“支障事例”を挙げることができず、思った成果が上がっていない。
- 何もせずとも構成団体から提案が上がってくることは少ないので、構成団体から話を聞き、本部事務局で案をとりまとめている。

【広域連合の課題について】

- 提案募集方式は、支障事例の立証責任が提案者側にあるなど、改善すべき点がある。

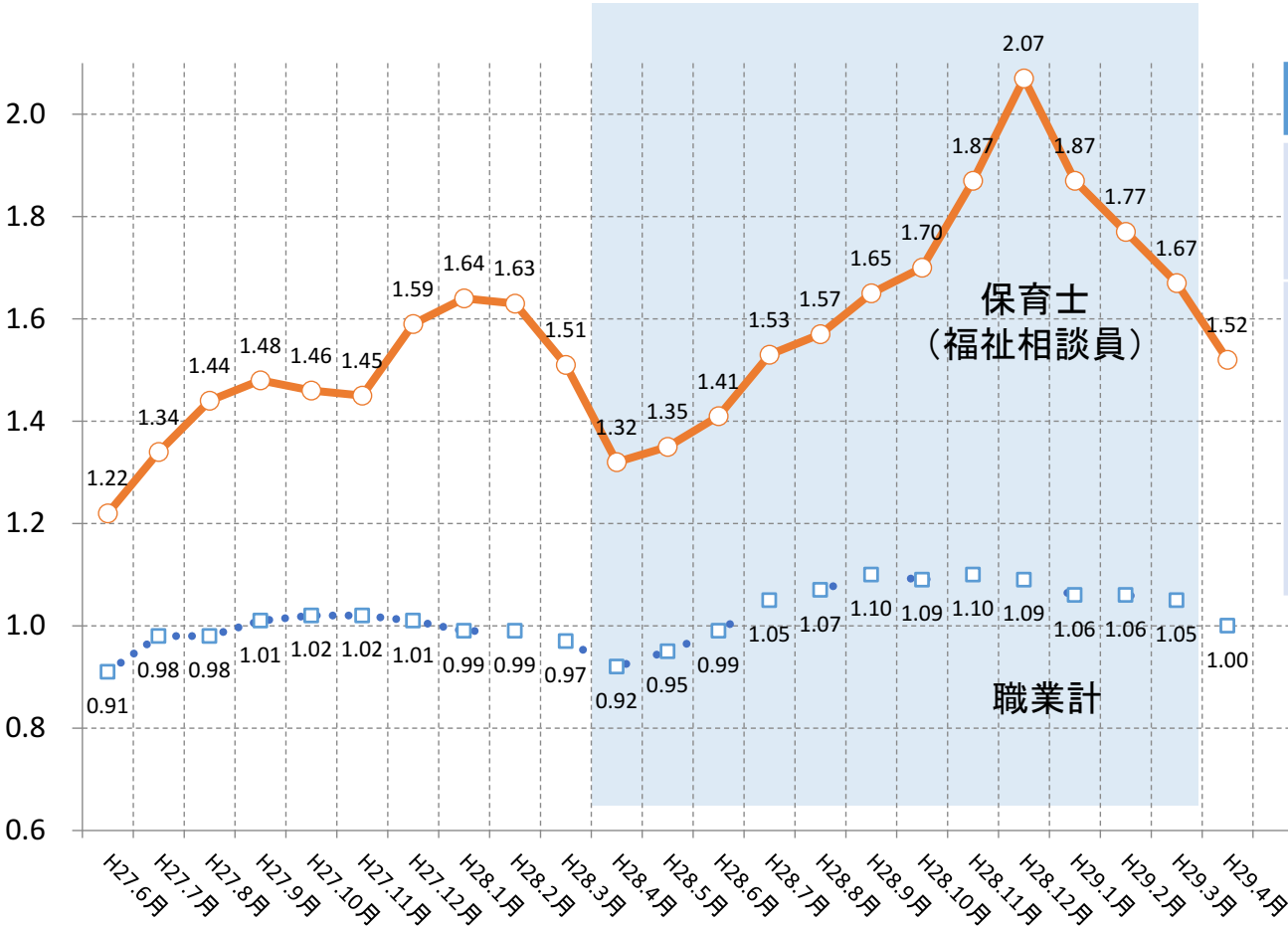
※ 文責：事務局

なお、資料の図は、関西広域連合のパンフレットに掲載されているものを事務局において一部修正したものである。

保育士の有効求人倍率と求人賃金

- 有効求人倍率は、全体では1.0倍前後で推移していますが、保育士では時期によっては2倍を超え高い水準で推移しています。
- 前年同期と比較して、若干高めに推移しています。
- 求人賃金は、増加傾向にあり、希望賃金とほぼ同程度となっていますが、他職種や全体との比較では低額となっています。

道内の有効求人倍率(保育士／全職種)



求人賃金・求職希望賃金(一般)

職種	求人賃金	希望賃金
職業計	172,398円 171,409円	185,172円 181,593円
専門的職業	196,955円 198,789円	212,107円 208,674円
保育士 福祉相談員	168,762円 165,373円	174,753円 171,973円

上段：H29.4月
下段：H28.4月

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第六条の三 〔略〕

2～8 〔略〕

9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

11～14 〔略〕

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2 〔略〕

第十八条の四 この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

第十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。

一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者

二 保育士試験に合格した者

第十八条の二十三 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

4 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

（職員）

第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

（保育所の職員配置に係る特例）

第九十四条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第九十六条 第九十四条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に应じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に应じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九十七条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第三十三条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、置かなければならない。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年北海道条例第 108 号）

（職員）

第 47 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上とする。ただし、保育所一につき 2 人を下ることはできない。

3 前 2 項に定めるもののほか、前 2 項の規定による基準の特例その他の保育所の職員の配置の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年北海道規則第 20 号）

（職員配置に係る特例）

第 13 条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、条例第 47 条第 2 項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

2 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、条例第 47 条第 2 項に規定する保育士の数の算

定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。

- 3 第1項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、条例第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 4 前2項の規定を適用するときは、保育士（前2項又は附則第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、常時、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の条例第47条第2項の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定を適用したときは、当該保育所の設置者は、知事が別に定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 6 前各項の規定は、知事が別に定める地域に所在する保育所（法第46条第3項の規定による勧告若しくは命令又は同条第4項の規定による命令（以下この項において「勧告等」という。）を受けた日から3年を経過しない者が設置している当該勧告等の対象となった保育所を除く。）に限り適用する。

平成28年7月19日付け子ども第1179号「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則の施行について」（北海道保健福祉部少子高齢化対策監）

1 改正の概要

（6）各特例の対象となる保育所の要件（規則第13条第6項関係）

過去3年間の指導監査において、知事から勧告及び改善命令並びに事業停止命令を受けている保育所については、特例の適用を認めないこととする。

また、特例は、知事が別に定める地域に所在する保育所にのみ適用することとし、「知事が別に定める地域」とは、届出のあった日の直近の公表において、待機児童並びに希望する保育所等に空きがないなどの理由による潜在的な待機児童（以下「待機児童等」という。）が発生している市町村とする。

なお、待機児童等の発生状況については、道が別途、四半期毎に調査した上で、ホームページにおける公開により公表することとし、適用期限は、待機児童等の数が0となった後、1年間とする。

（7）当分の間について（規則第13条第1項、第2項、第3項関係）

規則第13条第1項から第3項までの各項に定める「当分の間」については、道の第三期子ども未来づくり計画が終了する平成31年度を目途に、この間の保育サービスの利用や保育所等の整備などの進捗状況を踏まえ、その後のあり方を検討する。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）

（職員）

第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

一 調理業務の全部を委託する場合

二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。

（職員）

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 〔略〕

(職員)

第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

平成27年都市計画税徴収市町村及び税率

都道府県名	徴収率	市町村名	備考
北海道	0.3/100	札幌市	都市計画区域の一部0.15/100
	0.3/100	函館市	
	0.3/100	小樽市	
	0.3/100	旭川市	
	0.3/100	室蘭市	
	0.3/100	釧路市	
	0.3/100	帯広市	
	0.3/100	北見市	
	0.3/100	夕張市	
	0.3/100	岩見沢市	
	0.3/100	網走市	
	0.3/100	留萌市	
	0.3/100	苫小牧市	
	0.3/100	稚内市	
	0.3/100	美唄市	
	0.3/100	芦別市	
	0.3/100	江別市	
	0.3/100	赤平市	
	0.3/100	紋別市	
	0.3/100	士別市	
	0.3/100	名寄市	
	0.3/100	根室市	
	0.3/100	千歳市	
	0.3/100	滝川市	
	0.2/100	砂川市	
	0.3/100	深川市	
	0.3/100	富良野市	
	0.3/100	登別市	
	0.3/100	恵庭市	
	0.2/100	伊達市	
	0.3/100	北広島市	
	0.3/100	石狩市	
	0.25/100	当別町	
	0.3/100	倶知安町	
	0.3/100	岩内町	
	0.3/100	古平町	
	0.3/100	余市町	
	0.2/100	奈井江町	
	0.3/100	長沼町	
	0.3/100	栗山町	
	0.3/100	鷹栖町	
	0.3/100	東神楽町	
	0.3/100	上川町	
	0.3/100	美瑛町	
	0.3/100	羽幌町	
	0.3/100	枝幸町	
	0.3/100	美幌町	
	0.3/100	斜里町	
	0.3/100	遠軽町	
	0.3/100	雄武町	
	0.18/100	新ひだか町	
	0.1/100	芽室町	
	0.2/100	広尾町	
	0.2/100	池田町	
	0.3/100	釧路町	
	0.25/100	厚岸町	
	0.3/100	中標津町	

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（都市計画税の課税客体等）

第七百二条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下この項において「都市計画区域」という。）のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合には、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち同項に規定する市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 〔略〕

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

（定義）

第四条 この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは次条の規定により指定された区域を、「準都市計画区域」とは第五条の二の規定により指定された区域をいう。

3 この法律において「地域地区」とは、第八条第一項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。

4 この法律において「促進区域」とは、第十条の二第一項各号に掲げる区域をいう。

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第十一条第一項各号に掲げる施設をいう。

7 この法律において「市街地開発事業」とは、第十二条第一項各号に掲げる事業をいう。

8 この法律において「市街地開発事業等予定区域」とは、第十二条の二第一項各号に掲げる予定区域をいう。

9 この法律において「地区計画等」とは、第十二条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

10 この法律において「建築物」とは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に定める建築物を、「建築」とは同条第十三号に定める建築をいう。

11 この法律において「特定工作物」とは、コンクリートプラントその他周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるもの（以下「第一種特定工作物」と

いう。)又はゴルフコースその他大規模な工作物で政令で定めるもの(以下「第二種特定工作物」という。)をいう。

12 この法律において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。

13 この法律において「開発区域」とは、開発行為をする土地の区域をいう。

14 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

15 この法律において「都市計画事業」とは、この法律で定めるところにより第五十九条の規定による認可又は承認を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

16 この法律において「施行者」とは、都市計画事業を施行する者をいう。

(都市施設)

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

四 河川、運河その他の水路

五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設

六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設

七 市場、と畜場又は火葬場

八 一団地の住宅施設(一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)

九 一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)

十 流通業務団地

十一 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。)

十二 一団地の復興再生拠点市街地形成施設(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十二条第一項に規定する一団地の復興再生拠点市街地形成施設をいう。)

十三 一団地の復興拠点市街地形成施設(大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第二条第八号に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。)

十四 その他政令で定める施設

2～6 〔略〕

（市街地開発事業）

第十二条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる事業を定めることができる。

- 一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業
- 二 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業
- 三 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）による工業団地造成事業
- 四 都市再開発法による市街地再開発事業
- 五 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による新都市基盤整備事業
- 六 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
- 七 密集市街地整備法による防災街区整備事業

2～6 〔略〕

（施行者）

第五十九条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

- 2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。
- 3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。
- 4 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。
- 5 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見をきかなければならない。
- 6 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項から第四項までの規定による認可又は承認をしようとする場合において、当該都市計画事業が、用排水施設その他農用地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を廃止し、若しくは変更するものであるとき、又はこれらの施設の管理、新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるものであるときは、当該都市計画事業について、当該施設を管理する者又は当該土地改良事業計画による事業を行う者の意見をきかなければならない。ただし、政令で定める軽易なものについては、この限りでない。
- 7 施行予定者が定められている都市計画に係る都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業は、その定められている者でなければ、施行することができない。

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）

（定義）

第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

2 前項の事業の施行のため若しくはその事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立若しくは干拓に関する事業が前項の事業にあわせて行われる場合においては、これらの事業は、土地区画整理事業に含まれるものとする。

3～8 〔略〕